

千葉県報

号外
平成24年7月13日

主要目次

規則

○ 県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則

○ 県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める規則

○ 流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例第四

条第三号の屋外にある排水施設及び処理施設等を定める規則

○ 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

○ 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

○ 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則

○ 千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則の一部を改

正する規則

○ 人事委員会規則

○ 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

○ 条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示

規則

規則

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第六十五号

県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県が管理する県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年

千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるもの

とする。

（車線により構成されない車道の部分）

第二条 条例第三条第一項の規則で定める部分は、次の各号に掲げるものとする。

一 交差点

二 車両の通行の用に供するため分離帯が切断された車道の部分

三 乗合自動車停車所及び非常駐車帯

四 付加追越車線、屈折車線、変速車線及び登坂車線のすりつけ区間

五 車線の数が増加し、若しくは減少する場合又は道路が接続する場合におけるすりつけ区間

（交通安全施設）

第三条 条例第三十一条の規則で定める施設は、次の各号に掲げるものとする。

一 駒止

二 道路標識

三 道路情報管理施設（緊急連絡施設を除く。）

四 他の車両又は歩行者を確認するための鏡

（橋、高架の道路等）

第四条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（以下「橋等」という。）の構造は、当該橋等の構造形式及び交通の状況並びに当該橋等の存する地域の地形、地質、

気象その他の状況を勘案し、死荷重、活荷重、風荷重、地震荷重その他の当該橋等に作用する荷重及びこれらの荷重の組合せに対して十分安全なものでなければならない。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める規則をここに公布する。

る。

平成二十四年七月十三日

千葉県知事 鈴木 栄治

千葉県規則第六十六号

県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める規則

県が管理する県道に設ける案内標識及び警戒標識等の寸法を定める条例（平成二十四年

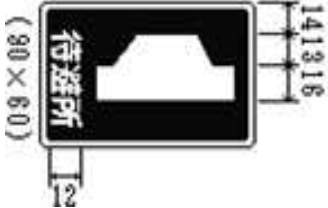
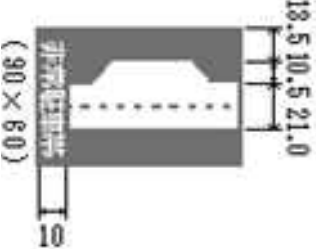
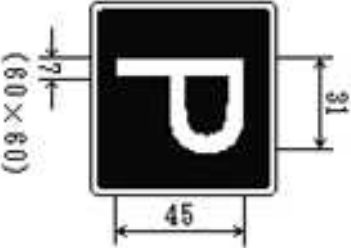
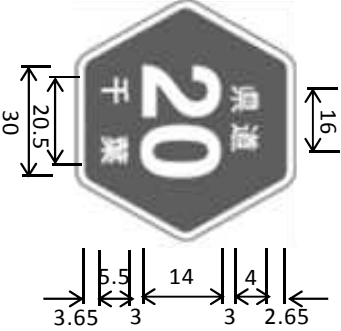
千葉県条例第四十六号）の規定により規則で定める標識の寸法は、別表のとおりとする。

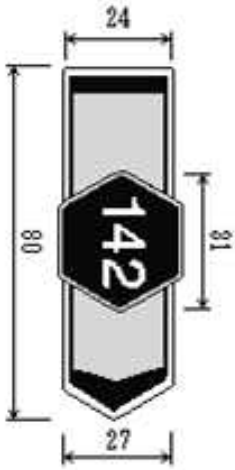
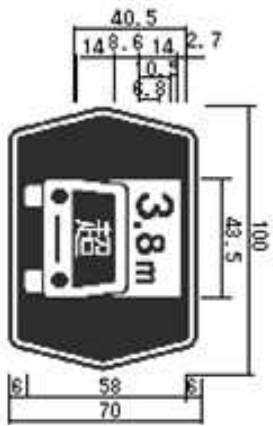
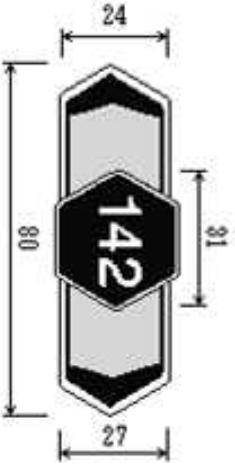
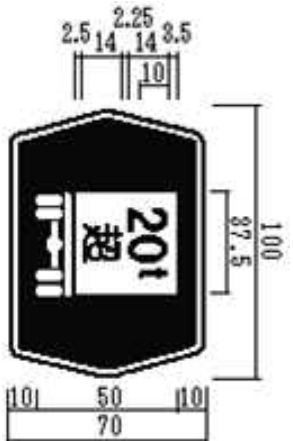
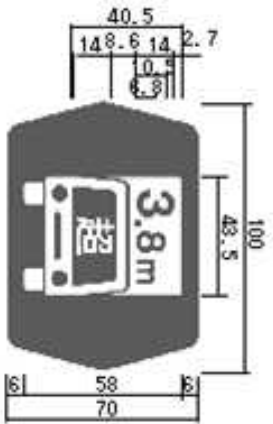
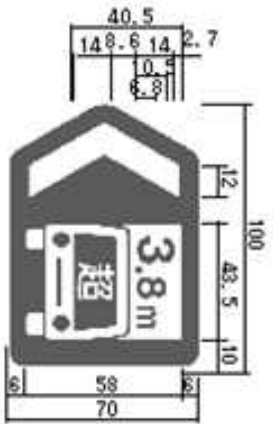
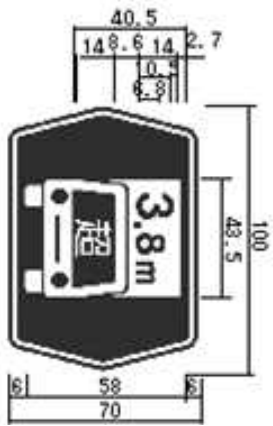
附則

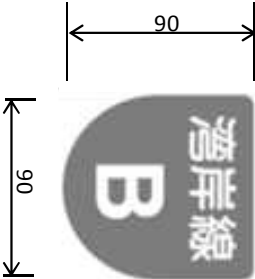
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

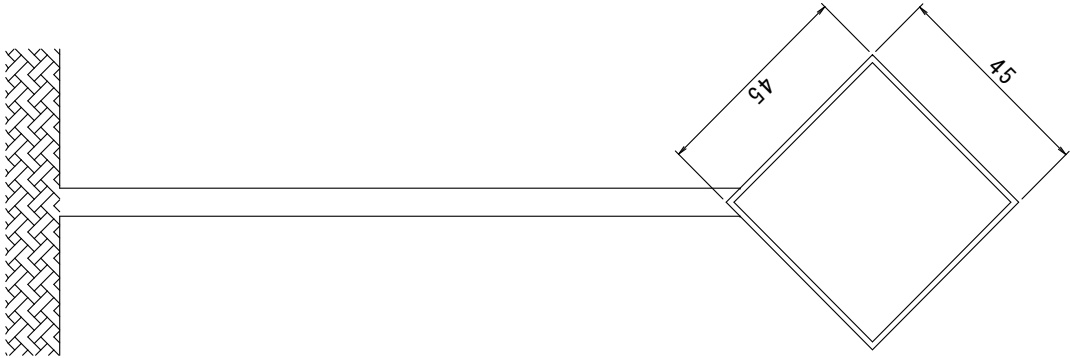
別表 案内標識				
都府県 (1 0 2 - B)	入口の方向 (1 0 3 - A)	入口の方向 (1 0 3 - B)	入口の予告 (1 0 4)	
千葉県 Chiba Pref. 120 200	首都高 SHUTOKO EXPWY 120 120	首都高 SHUTOKO EXPWY 浦安 Urayasu 120 120	首都高 SHUTOKO EXPWY 入口 150m 120 120	
方面及び距離 (1 0 6 - B)	方面及び車線 (1 0 7 - A)	方面及び車線 (1 0 7 - B)	方面及び方向 (1 0 8 の 2 - D)	
13 市原 10 km 14 姉崎袖ヶ浦 20 km 館山 85 km 120 370	千葉県 Chiba 180 210	本線 THRU TRAFFIC 140 250	本線 THRU TRAFFIC 140 320	

方面及び方向 (108の2-E)	出口の予告 (109)	方面及び出口の予告 (110-A)	方面及び出口の予告 (110-B)
千葉 Chiba ↑ (120 × 200)	11 浦安 Urayasu 2 km ↓ (150 × 450)	357 浦安 Urayasu 11 出口 1 km EXIT ↓ (270 × 350)	浦安 Urayasu 出口 400m EXIT ↘ (200 × 320)
方面、車線及び出口の予告 (111-A)	方面、車線及び出口の予告 (111-B)	方面及び出口 (112-A)	方面及び出口 (112-B)
成田 匝瑳 Narita Sosa 10 出口 1 km EXIT ↓ (245 × 350)	11 浦安 Urayasu 出口 400m EXIT ↓ (180 × 320)	357 浦安 Urayasu 11 出口 EXIT ↓ (270 × 350)	浦安 Urayasu 出口 EXIT ↓ (200 × 320)

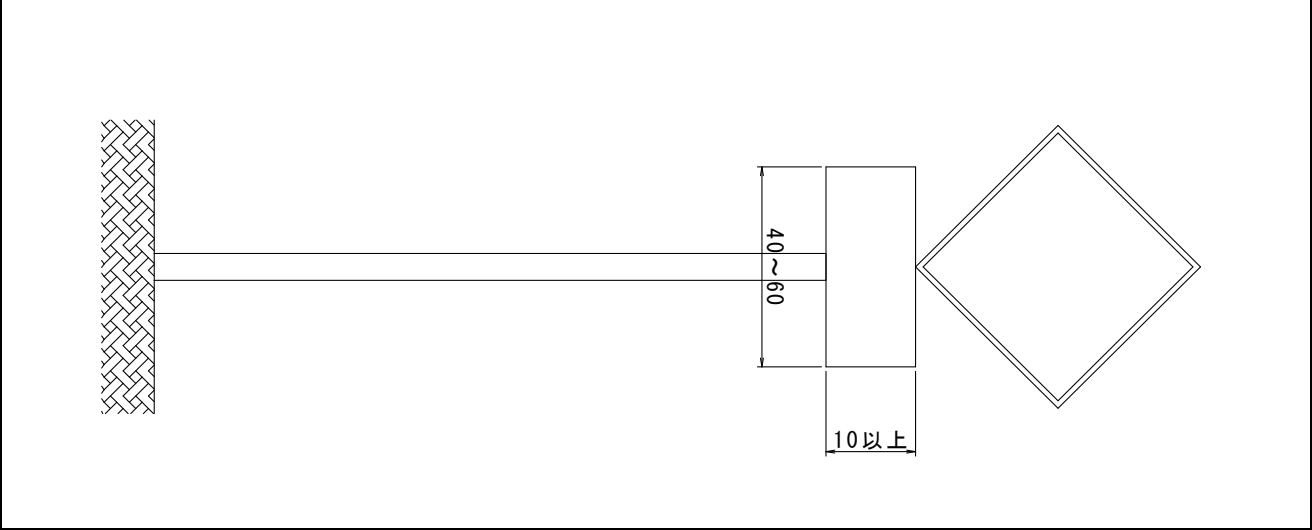
非常電話 (1 1 6 の 2) 	待避所 (1 1 6 の 3) 	非常駐車帯 (1 1 6 の 4) 	駐車場 (1 1 7 - A) 
駐車場 (1 1 7 - B) 	登坂車線 (1 1 7 の 2 - A) 	登坂車線 (1 1 7 の 2 - B) 	都道府県道番号 (1 1 8 の 2 - A) 

号外第 3 7 号		千 葉 県 報	平成 24 年 7 月 13 日 (金曜日)	
	都道府県道番号 (1 1 8 の 2 - B) 	高さ限度緩和指定道路 (1 1 8 の 4 - A) 		
	都道府県道番号 (1 1 8 の 2 - C) 			
	総重量限度緩和指定道路 (1 1 8 の 3 - A) 			
	総重量限度緩和指定道路 (1 1 8 の 3 - B) 			
	高さ限度緩和指定道路 (1 1 8 の 4 - B) 	高さ限度緩和指定道路 (1 1 8 の 4 - C) 		
	高さ限度緩和指定道路 (1 1 8 の 4 - D) 			
	高さ限度緩和指定道路 (1 1 8 の 4 - A) 			
	高さ限度緩和指定道路 (1 1 8 の 4 - B) 			

道路の通称名 (1 1 9 - A)	道路の通称名 (1 1 9 - B)	道路の通称名 (1 1 9 - C)	道路の通称名 (1 1 9 - D)
			
まわり道 (1 2 0 - A)			
			

警戒標識				
本標識板		+	右 (又は左) 方屈曲あり	信号機あり
		十形道路交差点あり (2 0 1 - A)	右 (又は左) 方屈曲あり (2 0 2)	信号機あり (2 0 8 の 2)
		落石のおそれあり (2 0 9 の 2)		
		合流交通あり (2 1 0)		

車線数減少 (2 1 1)	幅員減少 (2 1 2)	二方向交通 (2 1 2 の 2)
		

補助標識	
補助標識板 (注意事項(510)を除く。)	注意事項 (510)
	

備考

1 本標識板（本標識の標示板をいう。）の寸法

(1) 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。

(2) 道路法（昭和27年法律第180号）第48条の4に規定する自動車専用道路（以下「自動車専用道路」という。）に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。

(3) 自動車専用道路に設置する案内標識については、図示の寸法の3倍まで拡大することができる。

(4) 自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時の自動車専用道路に設置する場合にあっては図示の寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。

(5) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

(6) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては図示の寸法（(5)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法）の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

(7) 自動車専用道路以外の道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

(8) 自動車専用道路以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

(9) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

(10) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「著名地点（114-B）」、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍に、それぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 キロメートル毎時）	文字の大きさ（単位 センチメートル）
70以上	30
40、50又は60	20
30以下	10

(11) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、(10)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

(12) 「著名地点（114-B）」を表示する案内標識の文字の大きさは、10センチメートルを標準とする。

(13) 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び車線」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、「方面及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

(14) 自動車専用道路に設置する「方面及び方向」を表示する案内標識に路線を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、経由路線を表す記号については日本字の大ききの1.6倍以下、方面としての路線を表す記号については日本字の大きさの0.9倍以下の大きさとする。

平成 24 年 7 月 13 日（金曜日）				報	県	千	葉	号外第 3 7 号
(15) 自動車専用道路以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の 0.7 倍以下の大きさとする。 (16) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。 ア 案内標識 縁は、自動車専用道路以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐車場」及び「まわり道（120-B）」を表示するものについては9ミリメートル、「都道府県道番号（118の2-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」及び「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」を表示するものについては16ミリメートル、「登坂車線」を表示するものについては10ミリメートル、「都道府県道番号（118の2-B・C）」及び「道路の通称名」を表示するものについては8ミリメートル、その他のものについては日本字の大きさの20分の1以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの20分の1以上の太さとする。 イ 警戒標識 縁及び縁線は、12ミリメートルとする。 2 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）の寸法 (1) 図示の寸法を基準とする。 (2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率と同じ比率で拡大することができる。								
流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例第四条第三号の屋外にある排水施設及び処理施設等を定める規則をここに公布する。 平成二十四年七月十三日 千葉県知事 鈴木 栄治								
千葉県規則第六十七号 流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例第四条第三号の屋外にある排水施設及び処理施設等を定める規則 1 流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成二十四年千葉県条例第四十九号）第四条第三号に規定する規則で定める排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの イ 下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第六条に規定する基準 ロ 大腸菌が検出されないこと。 ハ 濁度が二度以下であること。 三 前各号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの 2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、知事が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。								
この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十四年七月十三日 千葉県知事 鈴木 栄治								
千葉県規則第六十八号 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則 千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。 第四十条の表第七号中「並びに附則第十一条の四第二項及び第四項」を「及び附則第十条の四第二項」に改め、同表第八号中「及び第三項」を削り、「並びに附則第十一条の四第二項及び第四項」を「及び附則第十一条の四第二項」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十四年七月十三日 千葉県知事 鈴木 栄治								
千葉県規則第六十九号 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 千葉県県税条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十年千葉県規則第八十三号）の								

一部を次のように改正する。 附則第二項中「附則第三条の二」を「附則第五条」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十四年七月十三日 千葉県知事 鈴木 栄治 千葉県規則第七十号 千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則の一部を改正する規則 千葉県都市計画施設等の区域内における建築の許可等に関する規則（平成十二年千葉県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。 第五条中「第四十二条第二項」を「第五十二条の二第二項」に改める。 第八条及び第九条第二項中「市町村」を「町村」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。		第五号に掲げる作業に該当することとなるものを行ったときについても適用する。	
人 事 委 員 会 規 則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成二十四年七月十三日 千葉県人事委員会委員長 清水 新次 千葉県人事委員会規則第二十二号 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和三十五年千葉県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。 附則第二項中「附則第四項第三号、第五号又は第七号」を「附則第四項第五号、第七号、第九号又は第十一号」に改める。 附 則 （施行期日等） 1 この規則は、公布の日から施行する。 2 改正後の職員の特殊勤務手当の支給に関する規則附則第二項の規定は、平成二十四年四月十六日からこの規則の施行の日の前日までの間において、職員が職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（平成二十四年千葉県条例第五十一号）による改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十五年千葉県条例第七号）附則第四項		告 示 条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。 平成二十四年七月十三日 千葉県知事 鈴木 栄治 千葉県告示第四百九十一号 条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱の一部を改正する告示 条例による事務処理の特例に係る市町村交付金交付要綱（平成十二年千葉県告示第三百三十六号）の一部を次のように改正する。 別表第一号の十一下欄中「ヨ」を「リ」に改め、同表第一号の十二上欄及び下欄中「第五号の九」を「第五号の十」に改め、同表中同号を第一号の十三とし、第一号の十一の次に次の一号を加える。 一の十二 条例別表第五号の九上欄に 条例別表上欄第五号の九イからソまで掲げる事務 に掲げる事務の処理件数 別表第六号下欄中「二」を「ホ」に改め、同表中第十三号を次のように改める。 十三 削除 附 則 この告示は、平成二十四年八月一日から施行する。ただし、別表第十三号の改正規定は、公示の日から施行する。	

購読料

月
ぎ
め

一
部

一
部

一
〇
〇
円
（送料を含む。）

一
四
円

発
行
者

千
葉
市
中
央
区
市
場
町
一
番
一
号

定
期
購
読
申
し
込
み
先

一
部
売
り
申
し
込
み
先

千

葉

県

〇
四
三
（
二
二
三
）
二
六
五
八

〇
四
三
（
二
二
三
）
二
一
五
二